

石綿（アスベスト）被害救済の特別立法に関する意見書

石綿（アスベスト）関連工場などで働く労働者やその家族、周辺住民などが、石綿による中皮腫や肺がんにかかるなど、多くの健康被害者が出ている問題では、被害者はもちろん多くの国民が日常生活に大きな不安を抱えている。

国は、早くから石綿の危険性を認識しながらも長期にわたって使用を容認し、このことが被害を拡大させたものであり、その責任は重大なものがある。

現在、国では、健康被害の救済を目的とした特別立法に向け、給付水準などの詳細について詰めの作業を行っているが、対応が遅れた国の責任を認識し、関係各省庁の連携のもと、すべての健康被害者に対し十分な保護救済措置が講ぜられなければならない。

よって、国においては、石綿（アスベスト）被害救済の特別立法に当たり、次の内容を確実に盛り込むよう強く要請するものである。

記

- 1 石綿によるすべての健康被害者の保護救済を目的とすること。
- 2 健康診断や治療体制の整備などの石綿健康福祉予防事業を実施すること。
- 3 健康被害者救済の費用負担は、石綿を製造・使用した企業及び国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月3日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
厚生労働大臣	尾	辻	秀久	様
環境大臣	小	池	百合子	様
国土交通大臣	北	側	一雄	様
経済産業大臣	中	川	一平	様
衆議院議長	河	野	洋千	様
参議院議員	扇			